平成29年12月12日

糸田町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

糸田町農業委員会

「農業委員会等に関する法律」第７条第１項の規定に基づき、糸田町農業委員会にかかる指針を下記のとおり定める。

記

１．遊休農地について

　（１）目標：遊休農地率1％以下を維持

　　遊休農地は存在するが、本町の全農地面積に対しての割合としては1％に至っていない。しかしながら、農業就業人口の高齢化及び減少に伴い、今後増加する恐れがあるため、既存遊休農地の解消、新規発生防止に取り組むことで1％以下を維持することを目標とする。

　（２）目標達成のための具体的な取り組み方法

　　　①農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、農地パトロール等により遊休農地の状況を把握し、所有者への是正指導を徹底するとともに、利用意向調査を実施し、農地中間管理機構への貸付けを促す等により遊休農地の解消を図る。

　　　②日頃より農業者との連携を密にし、遊休化の恐れのある農地に対して情報収集や、アドバイス等を行う。

２．担い手への農地利用集積について

　（１）目標：担い手への農地利用集積面積　48.0ｈａ

　　平成29年度から平成32年度にかけて耕地面積の3割である48.0ｈａを目指す。

　　・担い手への農地利用集積状況（平成28年3月現在）　33.2ｈａ（農業委員会の「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」より）

　　・耕地面積　160ｈａ　（耕地及び作付面積統計（農林水産省）の耕地面積）

　（２）目標達成のための具体的な取り組み方法

　　農業委員及び農地利用最適化推進委員は農地の所有者と地域の担い手農家の仲介役となり、町、農地中間管理機構、ＪＡ等と連携しながら、農地中間管理事業や、農業経営基盤強化促進法を活用した利用権設定等により担い手への農地利用集積を進める。

３．新規参入の促進について

　（１）目標：新規参入　1経営体

　　当町では新規参入経営体が長年に渡り皆無であったが、農家の高齢化、離農が進む中で、平成34年度までに1経営体新規参入の取組を促進する。

　（２）新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

福岡県農業会議、福岡県農業振興推進機構、田川普及センター、ＪＡ等関係機関と連携し以下の内容に取り組む。

①農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者の把握

②必要に応じた現地見学や相談会の実施

③新規参入者が利用可能な農地情報等の整理

４．その他

　この指針については、農業委員及び農地利用最適化推進委員から意見を聞いて、随時変更を行うものとする。